

2025 年度(令和 7 年度)事業計画書

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

2025 年度基本方針

ダンス界において、長期にわたるコロナの影響と高齢化により、ダンス人口の減少、教授所の閉鎖など厳しい状況にありますが、全ダ連においても会員の減少など、深刻な状況にあります。

しかしながら、全ダ連では、基幹事業である資格試験を継続し、会員の皆さまのご協力のもと、社交ダンスの技術や作法、品格の維持に努めて参りました。

全ダ連の 2025 年度の活動は、引き続き、社交ダンスの普及、品位の保持、技術の向上・人材の育成に力を注ぎ、ダンス文化の普及推進を行うとともに、新たな事業を模索してまいります。

また、ダンス愛好家が楽しめる環境を作り続け、健康長寿の社会に寄与することと致します。

2025 年度は、新役員体制での運営になります。会員の皆さまにご協力を賜りながら、地域会や各委員会の活性化を図り、基盤整備の上、事業を推進してまいります。

1 資格認定事業（資格認定委員会）

ダンスを正規に教授する能力を有するダンス教師を養成するため、認定講習及び認定試験を実施する。
また、ダンス教師の技能及び知識の向上を図るため昇級試験を実施する。

(1)ダンス教師認定講習/昇級試験

地域会ごとに年 2 回実施する。

	実 施 日	摘 要
前期	2025 年 6 月 12 日(木)	A 第 77 回 M 第 76 回 L&F
後期	2025 年 11 月 13 日(木)	A 第 78 回 M 第 77 回 L&F

(2)ダンス教師認定試験

本部主催によりおおむね年 2 回実施する。

(3)地域会に対し、ブロック制にしていくよう図る。

2 カリキュラム承認事業（カリキュラム作成委員会）

ダンス教師認定講習のカリキュラムを精査する。

3 研修事業

ダンス教師の、ダンスを指導するために必要な技能及び知識の向上を図るため、本部及び教師協会ごとに指定研修会を実施する。

- (1) 本部主催の指定研修会(賛助会員(個人)対象)・試験役員対象セミナーなどを実施する。
- (2) 教師協会ごとの指定研修会等の充実を図る。

4 アマチュアダンス技術検定試験事業（アマチュアダンス技術検定委員会）

ダンスの普及及び技術向上のため、アマチュアダンス技術検定試験の実施を促す。

- (1) 実施している会員へ実態調査を行い、試験制度を見直す。
- (2) 賞状用紙など安価で提供できるよう効率の良い方法を調査する。

5 出版事業(広報・出版・IT委員会)

- (1) 教本・教材を販売する。
- (2) 各委員会と協力し、当該委員会に関わる教本・教材の研究・企画する。

6 ANADアマチュア指導員資格試験事業（ANADアマチュア指導員資格認定委員会）

- (1) 正しいダンスの普及と向上を目指し、ANADアマチュア指導員資格試験を実施する。
- (2) ANADアマチュア指導員資格試験審査員講習を実施する。
- (3) ANADアマチュア指導員資格指定研修会を年1回開催し、技術の向上を図る。
- (4) ANADアマチュア指導員試験事業を精査し、より導入しやすいよう見直す。
- (5) 競技会の級保持者等からのANADアマチュア指導員への移行を推進する。
- (6) 資格認定事業との連携を検討する。

7 ウェルフェアダンス普及事業（ウェルフェアダンス指導員認定委員会）

福祉活動の指導者たるべき人材を育成し、その指導者を通し、更なる人材を養成し地域の福祉活動の輪を広げていくことを目的とし、以下の事業を実施する。

- (1) ウェルフェアダンス指導員認定講習を各支部にて実施し、ウェルフェアダンス指導員資格の認定を行う。
- (2) 指導員の技術向上のため、ウェルフェアダンス指導員研修会を実施する。
- (3) ウェルフェアダンスによる公益活動の実施を支援し、ダンスを通じ社会に貢献するべく、福祉施設や高齢者施設等を訪問しダンス講習を行う。
- (4) 各支部において、福祉イベントへの参加などの地域活動を活発に行う。
- (5) 商標「ウェルフェアダンス」の使用許諾事業を実施する。

8 広報啓発事業（広報・出版・IT委員会）

- (1) ダンス教授所及びダンス教師の品位を保持し、ダンス教授の適正化を図るため、必要な広報活動を行う。
- (2) ダンス界の適正な発展のため、関係諸団体の広報誌、プログラム、会報及びインターネットを通じ、健全なダンス事業の普及活動を行う。
- (3) ホームページの充実化を図り、会員及び一般のダンス愛好家に興味深い記事、案内等を掲載する。
- (4) メールングリストを活用し、速やかな情報発信をする。

9 ダンス普及事業（ダンス普及事業委員会）

- (1) 本年 9 月 21 日に東京プリンスホテルにて創立 40 周年記念大祝賀舞踏晩餐会を開催する。
- (2) ダンスフェスティバル地方開催の促進を図る。
- (3) 会員およびその他団体に対し、ダンス競技会の「公認」「後援」を行い、各団体を支援する。
- (4) 次回のフェスティバルを計画し、実現に向け準備するとともに、更なるダンスの普及事業を展開する。

10 ダンス教授所に対する指導・助言及び認定事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1) 連合会はダンス教授所に対し、自主規制要綱とカリキュラムに基づいて適正に運営されるよう指導助言し、認定ダンス教室の認定を行う。
- (2) ダンス教授所の音楽著作権使用料を廉価に提供するため、一般社団法人日本音楽著作権協会と団体契約を継続し、ダンス教授所の団体契約の促進を図る。さらには滞納者を精査しその解消に努める。

11 ジュニアダンス普及事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1) ジュニアダンス育成手引書の解説・実技講習会を開催し、ジュニアダンス事業の普及に努める。
- (2) ジュニアダンス指導のための DVD を活用し、ジュニア普及指導員を育成する。

12 諸会議の開催

（場合によってオンラインで開催）

- 【定時総会】 事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時総会を開催する。
- 【理事会】 定時理事会として 2 回以上開催するほか、必要がある場合は臨時理事会を開催する。
- 【常任理事会】 会長が必要と認めた時、随時開催する。